

J R姫新線沿線デジタルスタンプラリー実施業務仕様書

1 業務名

J R姫新線沿線デジタルスタンプラリー実施業務

2 業務の目的

県では「J R姫新線ワーキングチーム」を設置し、J R姫新線沿線自治体及び西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部岡山支社と連携のもと、J R姫新線の利用促進策の検討及び実施に取り組んでおり、J R姫新線のさらなる利用促進や沿線地域の観光地、商業施設などの活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的に、J R姫新線沿線デジタルスタンプラリーを実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 予算上限額

2, 298, 885円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 委託業務内容

- ・ J R姫新線の駅及び沿線地域の観光地等をスタンプスポットとするデジタルスタンプラリーを企画・運営すること。
- ・ SNS等を活用し、本スタンプラリーをPRするための情報発信を行うとともに、参加者が本スタンプラリーで体験したJ R姫新線や沿線地域の魅力を発信できる仕組みを構築すること。
- ・ 全県または広域的に展開する事業をJ R姫新線の利用促進につなげるための検討材料とするため、参加者へのアンケート調査を実施すること。

(1) 実施内容

①スタンプラリー対象施設数等

別添「姫新線沿線モデルコース」を参考にしながら、下記の駅舎及び観光地等を含めて合計30箇所以内で設定すること。

・ J R姫新線駅舎（11箇所）

美作江見駅、林野駅、勝間田駅、東津山駅、津山駅、院庄駅、美作落合駅、久世駅、中国勝山駅、刑部駅、新見駅

・ J R姫新線沿線観光地・商業施設等（12箇所）

湯郷温泉てつどう模型館&レトロおもちゃ館、湯郷だがし館、おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ、勝央ふるさとミュージアム、津山まなびの鉄道館、津山城、城東観光案内所和蘭堂、真庭市中央図書館、勝山街並み保存地区辻本店、湯原温泉、新見美術館、井倉洞

※スタンプラリー対象施設は、J R姫新線の利用を促すため、駅及び駅からアクセス可能な観光地等を組み合わせて設定することとし、委託者と受託者の協議により決定。

②実施期間

令和8年9月～12月のうち3か月間

③スタンプラリー参加料

無料

④スタンプラリー参加方法等

参加者が Furari アプリをダウンロードして参加できるようにすること。

スタンプ獲得方法は、スタンプスポットに応じて、二次元コード、GPS、コード入力等を検討し、山間部等電波状況が良くないスタンプスポットにおいても、スムーズにチェックインできるようにすること。

⑤賞品等

駅舎と観光地等を1箇所ずつ集めて賞品を応募できるようにすること。

(例) スタンプ駅舎1か所+観光地等1か所でB賞、駅舎3か所+観光地等3か所でA賞、
駅舎5か所+観光地等5か所で特賞

賞品については、委託者と受託者で別途協議を行い、受託者において手配を行うこと。

(2) 業務内容

- ①デジタルスタンプラリーの企画・プログラム開発・運営
- ②参加者の募集案内・申込受付
- ③SNS等を活用したPR
- ④スタンプスポットの設定（関係自治体からの意見聴取、観光地等との連絡調整等を含む）
- ⑤参加者アンケートの実施
- ⑥賞品当選者の選定、賞品の発送
- ⑦実施報告書の提出
- ⑧参加者からの問い合わせへの対応

(3) 実施報告書の提出

事業終了後、速やかに以下についての記載を含む実施報告書を提出すること(様式は問わない。)

- ①参加者や訪問場所に関する分析データ
- ②参加者へのアンケート結果（アンケート内容は事前に本県と協議すること）。

(4) 参加者の安全確保

スタンプ対象施設の現地確認を行い、場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

6 担当者との打ち合わせ

業務着手時1回以上、業務実施中2回以上、成果品の納品時1回以上の打ち合わせを行うこと。

7 成果品の納品

(1) 成果品について

業務完了時は、速やかに業務実施概要報告書1部及び委託業務完了報告書（別紙1）を1部作成し、県に提出すること。

なお、業務実施概要報告書には、デジタルスタンプラリーの参加者数（概数可）など、実施概要が把握できる内容を盛り込むこと。

(2) 提出先

岡山県県民生活部交通政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した資料等の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (4) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

J R姫新線沿線デジタルスタンプラリー実施業務完了報告書

令和8年 月 日付けで契約を締結したJ R姫新線沿線デジタルスタンプラリー実施業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

記

- 業務名
J R姫新線沿線デジタルスタンプラリー実施業務
- 委託期間
令和8年 月 日から令和9年2月26日まで
- 業務完了日
令和 年 月 日
- 成果品
別添のとおり